

西予福長発第336号

令和元年8月19日

(市内社会福祉法人)

介護保険事業所管理者 様

西予市 長寿介護課長

(公 印 省 略)

社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度 (実施法人による本事業の周知等) について (依頼)

日頃から本市介護保険事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貴法人が愛媛県に対して申出を行った上、実施している標記の事業は、低所得者の介護保険サービスの利用促進の観点から制度化された事業であり、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人は、その社会的な役割にかんがみ低所得者の負担軽減を行うことを期待されています。

つきましては、本制度の趣旨をご理解のうえ事業を実施していただくとともに、貴法人が運営する介護保険事業所における管理者、生活相談員及び介護支援専門員をはじめとした関係者におかれましては、生計困難者等が等しく負担軽減措置を受けることができるよう、軽減基準に該当すると思われる方に対して市（当課）への軽減の申請を促す等、本制度の一層の利用促進を図ってくださいますよう、お願い申し上げます。

記

(参考資料)

○「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置の実施について」(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)

(別添2)社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

○社会福祉法人等による低所得者利用者負担軽減制度について(愛媛県ホームページ)

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/syakaifukusihoujinteisyotokusyariyoufutankeigen.html>

【担当】

西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地1
長寿介護課 介護保険係

TEL 0894-62-6406 FAX 0894-62-6543